

発行所 (郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング617号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (3212) 4007・1480
 Fax (3212) 1447
 編集責任者 岡 沢 憲 夫
 印刷所 関東図書株式会社
 定価300円 (年間講読料参千円)
 1992年9月25日発行
 第 24 卷 第 9 号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 24 No. 9

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No.781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

スウェーデンの経済と生活の質

Swedish Economy and the Quality Life

慶応義塾大学教授 丸尾直美

Prof. Naomi Maruo

筆者が「スウェーデンの経済と福祉」(中央経済社6月刊)を完成するためにスウェーデンを訪問したのは、昨年の9月、総選挙の時だった。それから1年後、今年の9月に、菊池幸子先生と増子研究員のおともをして「高齢者の生活の質」の調査にスウェーデンを再び訪れることになった。

ストックホルムでは、慶応大学の飯野靖四さんや古橋エツ子さんなど、スウェーデン研究の仲間とも会い、食事をしながらスウェーデン論議に花を咲かせた。ストックホルム大学のシーペン教授と都市計画家の奥様と一緒に、雰囲気の良いレストランで、スウェーデン経済と住宅政策を論じながらスウェーデン料理を楽しんだのも、よい思い出になったし、有益でもあった。

ストックホルムは、観光的にはそれほど魅力ある都市とはいえないが、友人の家を訪れたり、魅力あるレストランで食事したり、安い入場料でオペラやバレエを見たり、博物館やアンチック店に行く等、私にとって楽しみは少なくない。ストックホルム市の観光案内パンフレットによると、ストックホルムとその近郊には60近い博物館と美術館があるが、私が、このところ毎年訪れる博物館の1つは、グスタフ王が集めた古陶器で知られるオリエンタル博物館である。今回はたまたま訪れたのが木曜日だったので、入場料は無料だった。一週間に1度、入場無料の日を設けておくのも福祉国家らしい。食事は湖畔の元貴族の館のスタルメスタル・ゴールドデン、宮殿のようなオペラ・シエレン、ガムラスタンの地下にある5つの小さい

家などの古びたレストランも味わい深い。昨年は、「日本の挑戦」という著書で知られるホーカン・ヘッドバーグ氏のイエレボ城に、招待されて、 Lund大学のB. タールベリ教授と湖に囲まれたお城で一泊させていただいた。まさに生活の質を享受しに訪れた感じであった。スウェーデンは、高齢者の住宅と住環境のよいことでも知られている。昨年はお城に泊まっただけでなく、シニア住宅とよばれる協同組合の住宅にも一泊させていただいた。今回も前回は高齢者のグループ・ハウスをも訪問できた。福祉の分野でも民営化の影響がみられる施設とサービスの質は相変わらず高い。

しかし、今のスウェーデンは生活の質などと言っていけない厳しい経済危機と通貨危機の最中にある。過去1年の経済成長率はマイナス0.8%、1990年には1時、1.3%にまで下がった失業率が、今は5~6%に上昇した。通貨危機を乗り切るために、年率換算500%という貸出利率さえとった。改めて福祉・生活の質と経済の安定成長との両立の在り方が問われることになるろう。

目次	
スウェーデンの経済と生活の質	
.....丸尾 直美	1
スウェーデンの税制改革	藤岡 純一
.....	2
ILO統計に見るスウェーデンの社会保障の特徴	
.....一圓 光彌	4
議会オンブズマンに関する広報資料(翻訳)	
.....坂田 仁	6
研究会報告・SIPニュース	8

スウェーデンの税制改革

Tax Reforms in Sweden

高知大学人文学部教授 藤岡純一

Prof. Junichi Fujioka

1991年1月1日に実施された税制改革（一部1990年に実施）は、大変抜本的なもので、その後のスウェーデン税制を大きく決定づけるものであった。この改革に先立つ1989年に、4つの税制改革委員会、すなわち、個人課税改革委員会、企業課税改革委員会、間接税改革委員会、インフレ調整所得税委員会が、長期的な観点に立脚した税制改革案を発表した。これらの委員会報告が、一部修正され、1990年6月に議会で可決された。

（これらの委員会報告と改革についての詳細は、拙著『現代の税制改革——世界的展開とアメリカ・スウェーデン』法律文化社、1992年5月を参照されたい）

その改革の第一の特徴は、勤労所得に対する国所得税が85%の納税者にとって廃止され、地方所得税のみになるとともに、国所得税の税率が大きく引き下げられたことである。地方所得税（県、コミューン、教区）の税率はそれぞれの自治体によって異なるが、平均して31%である。

第二に、資本所得（利子や土地・有価証券のキャピタル・ゲイン）に対する不統一な課税が改革され、地方所得税と分離して30%の国税が課せられた。それまでは、資本所得の種類や、資本の保有期間などによって課税の仕方が異なり、このことが租税回避の大きな手段になっていた。

税率の引き下げと資本所得に対する分離課税により、支払利子の控除による課税所得の大きな圧縮は回避された。多くの資産家は、借金で家やボートなどを購入して、その支払利子を課税所得から控除することによって高い税率による課税を回避してきた。これらと合わせて、プリンジ・ベネフィットに対する課税が公平と簡素の要請から、強化された（例えば、社用車の私的利用に対する課税の強化）。

法人税について、改革前は、多くの特別措置、

例えば、投資基金制度、棚卸資産の評価減制度などがあり、このため、法定税率は52%であったにもかかわらず、実効税率は20-25%であった。これに対して、改革では、多くの特別措置が廃止され、法定税率が30%に引き下げられた。

間接税の改革には、問題点も多い。スウェーデンには他のヨーロッパ諸国と同様に付加価値税（日本の消費税）があるが、その税率は、改革前には23.46%（税込み価格に対して19%）であった。ただし多くのサービス、例えば、レストランやホテルには税率が軽減されているが、または非課税であった。これが改革によってすべてのサービスにも基本的に同税率で課税されることになった。また、一時的な引き締め政策として、税率が25%に引き上げられた。この直後に倒産したレストランも多いという。また、環境税が導入された。これらの間接税の改革によって、上昇しつつあった消費者物価がさらに押し上げられた（1991年後半から沈静、この反対に失業率が急上昇）。ただし、年金や諸手当は物価調整された。

新しい所得税の税率は、地方所得税の約31%と国所得税の20%の二段階で、ほぼ比例税であるが、スウェーデンでは、住宅手当や児童手当が手厚く、これらを考慮すると、所得が低く扶養児童の多い家計ほど税負担は低くなる。また、高資産家に対しては、累進的な富裕税（純資産税）があり、これが所得税を補完している。

広い意味でのスウェーデン税制の特徴の一つは、社会保障負担が雇主負担になっており、従業員の負担のないことである（自営業者の負担はある）。この負担には、健康保険、年金、労災、失業保険の他に、親（児童介護）保険、成人教育保険がある。親保険は、育児休暇時等の所得補償に充てられる。

1991年の改革では実施されなかったが、1989

年の委員会報告には、国から地方への特定（ひもつき）補助金の廃止が提案されていた。これは、国の地方への支配を弱め、権限をできるだけ住民の身近なところに降ろすという地方分権化の考えの反映であった。この特定補助金の廃止とその一般補助金化は、今年6月の議会で可決され、来年1月より実施される（ただし、地方財政の合理化とセットになっている）。

スウェーデンにおける税負担は一般的に高い。1984年の世論調査では、多くの国民は社会福祉の水準を引き上げてまでも、税負担の引き下げを要求していなかった。福祉国家についての国民の合意ができていた。現在、穏健（保守）党を中心とした四党連立政権のもとで、病気時の所得補償や労災認定などに関して、福祉水準の一定の切り下げが進行しているが、積極的な失業対策を行わなかったり、図書の出借にまでも料金を課すことに対して、批判も高まってきており、長期的にみて、分権型福祉国家は決して揺らぎそうにないようにも思える。

ウメオ大学の調査によれば、1991年の税制改革から1年半経過した現在、多くの国民がこの改革に好感を抱いている。ただし、貧困層には間接税の引き上げが負担増を伴っていたことは疑い得ない。

（付記1）1992年（一部1993年から）の税制改革は以下の通り。

- ・20%の国税の課せられる課税所得は186,600クローノル以上。
- ・基礎控除と国所得税の課税最低限の物価スライド。
- ・1993年から資本所得に対する税率が30%から25%に引き下げられる。有価証券のキャピタル・ゲインに対する税率は、1992年より25%に引き下げられた。
- ・支払利子控除の一般的制限が、赤字の税額控除の制限に取って替わられた。その制限は、1992年には、100,000クローノルを越える赤字の21%、1993年には18%。
- ・私的年金保険の利回りに対する課税は、1992年より15%から10%に引き下げられた。ユニット・ファンドなどの余剰金に対する税率が30%から25

%に引き下げられた。

- ・一般的賃金負担の廃止。このことにより、総社会保険負担は、給与総額の34.83%になった。そして特別給与税は、21.85%になった。

- ・稼動資産に対する富裕税が廃止された。1992年には、800,000-1,600,000クローノルの課税資産に1.6%の税率で課税され、それを越える純資産には、2.5%の税率で課税される。1993年には、800,000クローノルを越える純資産に1.5%の比例税率で課税される。

- ・食料品、観光、旅行等に対する付加価値税の税率が18%に引き下げられた。

- ・有価証券取引税の廃止、など。

（付記2）1992年6月の議会で決定した1993年税制改革は以下の通り。

- ・付加価値税は次年から25%から22%に引き下げられる。

- ・標準控除は1994年評価から廃止される。

- ・エネルギー税は、1993年1月1日より、家計には引き上げられるが、工業には引き下げられる。

- ・不動産税は、1993年1月1日より、商業地域では廃止される。

*これらのエネルギー税、付加価値税、そして標準控除の改革は、すべて結合した税制改革であると言われている。すなわち、工業と温室経営がより低いエネルギー税と二酸化炭素税になるように、他のすべてに対するエネルギー税が引き上げられなければならない。引き上げられたエネルギー税の補償をするために、付加価値税が引き下げられる。引き下げられた付加価値税は家計を過剰に補償すると考えられる。それゆえ、4000クローノルの標準控除は廃止される。

そのほかに、引き上げられた二酸化炭素税がスウェーデンの運送業の競争力を悪化させないために、重交通（tung trafik）のキロメートル税が軽減される。

ブティックや事務所のような商業地域の不動産税は、他の税制改革と結合してはいない。この税は、工業不動産と農業不動産が不動産税を逃れるために引き下げられる。そのほかに、不動産市場（そして不動産価値に基礎をおく信用市場）は、緩和を必要としていると考えられている。

ILO統計にみるスウェーデンの社会保障の特徴

Characteristics of Swedish Social Security as observed is ILO statistics

関西大学教授 一圓光彌

Prof.Mitsuya Ichien

国際労働事務局（ILO）は、3年ごとに社会保障の国際比較統計を発表している。今年発表されたものは、1986年までの各国の社会保障関連の統計を納めたものである。この統計から、スウェーデンの社会保障の特徴を見てみよう。

図1には、主要国の社会保障支出の対国内生産比の推移を示している。1986年のスウェーデンの社会保障支出の規模は、対国内総生産比で31.3%で、比較国中最高である。最低の日本は12.2%であるから、その2.6倍になる。フランスも28.9%と高水準を維持している。中間に位置するのが23.4%の西ドイツと20.4%のイギリスである。日本と、12.5%のアメリカが下位グループを形成している。

福祉国家モデルとしては、北欧諸国とイギリスが思い起こされるが、社会保障の規模で見ると、イギリスは高支出国ではない。それはサッチャー政権が誕生するずっと前の、60年代70年代からのことである。スウェーデンは社会保障支出の規模からしても福祉国家の面目躍如たるものがあるが、必ずしもスウェーデンが飛び抜けているというわけではない。特に60年代の中ごろまでは、むしろドイツやフランスを下回っていた。

戦後、スウェーデンやイギリスが福祉国家の代表と言われたのは、これらの国で全国民を平等に保障する総合的・包括的な社会保障制度が整備されたからであった。その後、一律平等の給付制度の限界が明らかになるにつれ、60年代に入るとイギリスやスウェーデンでも所得に比例する給付制度を導入するようになるが、スウェーデンが所得比例制度の発展に成功したのに対して、イギリスはこれを十分に発展することができないでいる。スウェーデンの社会保障の規模がトップののし上がったのに対して、イギリスのそれが低迷しているのは、このような理由によると考えられる。

図2には、各国の社会保障の給付の内訳が示さ

れている。ILOは、1978年以来、ミーンズテストを伴わない普遍的なサービス制度を「社会保険と類似制度」という項目に含めるよう改めたので、スウェーデンやイギリスの社会保障の特徴でもある公共サービスとして提供される保健医療サービス制度なども、すべて「社会保険と類似制度」の中に含まれることになった。そのためスウェーデンの社会保障給付は、0.5%の「公的扶助と類似制度」を除けば、「社会保険と類似制度」と「児童手当」で占められることになる。人々を貧困から救済する最後の安全網としての「公的扶助と類似制度」の規模が極端に小さいのもスウェーデンの特徴といえるであろう。この点は、その規模が全体の4分の1近くにも達するイギリスと対照的である。イギリスでは、普遍的な給付制度が十分な役割を果たせず、多くの人は公的扶助や類似制度でその不足を補っている。

「公的扶助と類似制度」がイギリスの次に多いのはアメリカである。全国民を対象とする普遍的な医療保険がなく医療扶助の規模が大きかったり、また普遍的な児童手当のかわりに母子に対する公的扶助が発展するなど、アメリカの社会保障の特徴は公的扶助を中心としている点である。ところで生活保護の保護率が極端に低い日本で、「公的扶助と類似制度がある程度の規模になっているのは、低所得層を中心に提供されている社会福祉サービスが含まれているからである。

図3は、各国の社会保障の財源の違いを示したものである。スウェーデンやイギリスでは、フランスや西ドイツに比べて社会保険料収入が少なく、アメリカと日本はその中間である。この図では、給付を比較した図2よりもはっきりと、社会保険中心のフランスや西ドイツと、財源の多くを税収に依存するスウェーデンやイギリスとの違いが出ている。

社会保険の保険料は本人と雇主とで分担するの

が一般で、どちらがどの程度負担するかは国によりまた制度により違っている。この点スウェーデンは極端で、社会保険の保険料はほとんど雇主が負担している。本人がある程度の保険料を払って、その見返りとして給付を受ける制度を社会保険と定義すれば、スウェーデンには社会保険がないことになる。もちろんこれは極端であって、雇主が全額支払ってはいるが、本人が受ける給付は雇主が本人に代わって支払った保険料に関連づけられており、税金でまかなわれる一律給付とは基本的に異なる。それにしても、このような形で保険料の合理化ができたのは、人々の間で大きな所得格差がなく、財源の調達方法がどうであれ、その財源で支給される給付やサービスが、人々の間でほぼ平等に配分されるという状況があり、かつ人々がそのことを実感として理解できているからではないかと考えられる。他の国では、保険料として払った場合にのみ強く感じることのできる、見返りを期待する意識が、スウェーデンでは租税一般にも感じとられ、それが、社会保険方式でなくても、誰もが利益を期待できる社会保障のための高い負担を支える基礎になっているように思われる。

社会保険料以外の財源で大きいのは国庫の負担であるが、スウェーデンの場合、医療サービスの費用を県が負担していることもあって、地方の負担が大きいことが特徴である。イギリスも同じく公共サービスとして医療を提供しているが、国の予算で実施されているので当然国の負担となっている。社会保険が十分でないアメリカの社会保障の特徴は、財源構成を示したこの図にも表れている。

日本は、基本的には社会保険を中心に社会保障を構成しているが、人口に占める雇用労働者の比率が低い中で皆保険、皆年金を達成し、自営業者、農林漁業者、零細事事従業者などを対象とする国民健康保険や国民年金の比重が高く、これに多額の国庫負担を支払ってきた。日本の社会保障の財源に占める国庫負担の割合が高いのはそのためである。またこの図では「その他」に含めているが、日本、アメリカ、スウェーデンでは利子収入も少なくなく、それぞれ15.2%、11.7%、10.5%の順であった。

図1 各国社会保障支出の対国内総生産比の推移

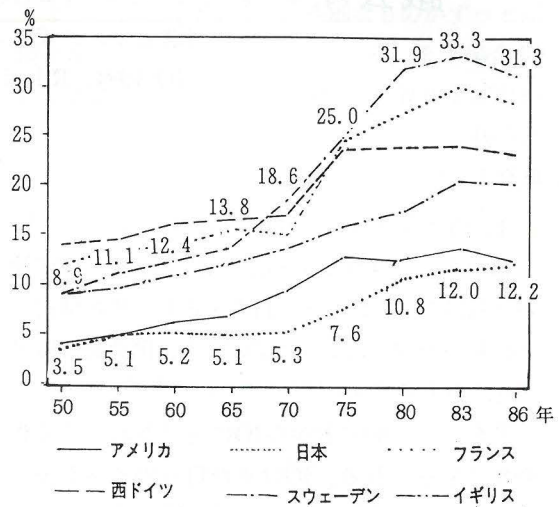


図2 各国社会保障給付の内訳 (1986)

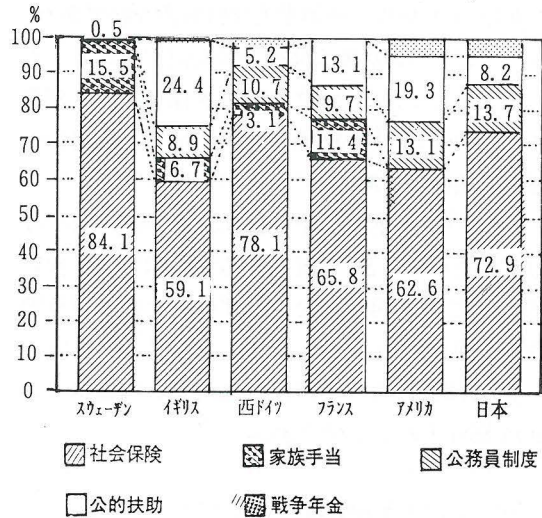
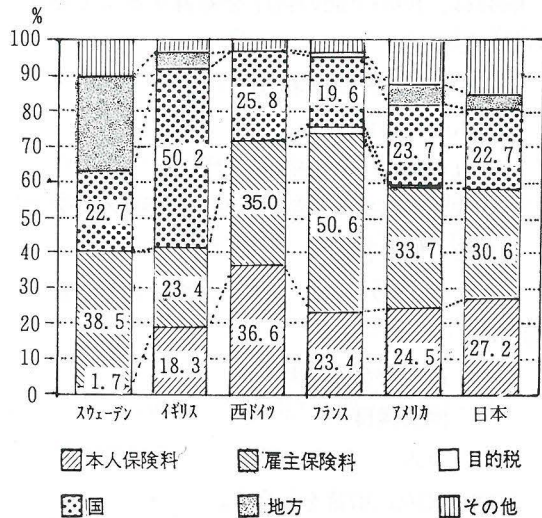


図3 各国社会保障収入の内訳 (1986)



議会オンブズマンに関する広報資料 (翻訳)

(議会オンブズマン事務局発行、1984)

JO 1984, Riksdagens Ombudsman

常磐大学教授 坂田 仁

Prof. jin Sakata

1. オンブズマン (JO) とは何か

議会オンブズマンの略語であるJOは、官庁及び公務員が法令に従って自らを正し、その他自らの義務を遵守するように監督する、国会によって選任された者である。

監督は、一般の者からJOに送付されてくる告発状よりなされる。JOはまた自分のイニシアティブで官庁の活動の仕方を統制する。

JOは立法の欠陥を除去するために活動する。

JOは4人おり、その1人は行政的な長であり、オンブズマンの活動全体の方向を決定する。4人のオンブズマンは共通の事務所を保有する。事務所には約60人の職員が配置されている。職員の半数強は法律家である。

JOは一期4年で選任される。JOが法律家でなければならないという形式的な要件は存在しない。1941年にJOが男性でなければならないという要件は削除された。

JOは国会によって再任され得る。国会はまたJOを解任することができる。

2. どのような事柄について

不服を申立てられるか

国会は、JOが下記の官庁を監督することを定めている。

国の市民的及び軍事的官庁

コムーンの官庁

これらの官庁の公務員又は職員

官庁の事務を伴う職にあり又は委託を受けているその他の者

JOは、下記のものについては監督を行わない。

例えば、

▽ 政府及び国務大臣

▽ 国会議員

▽ コムーン議会の議員

JOは、相互に監督をし合う。

株式会社及び財団は、それが国立又はコムーン所属(公立)のものであっても、官庁ではない。

新聞、ラジオ/テレビ及びジャーナリストは、JOの監督に服さない。労働組合、保険会社並びに個人開業医及び弁護士もJOの監督に服さない。

JOは、私的な争訟を調査の対象にしない。

3. どのように申立てたらよいか

誰でもJOに苦情をいうことができる。無能力者であれ、外国人であれ、JOの援助を求めることができる。拘置されている者又は保護施設に収容されている者もJOに手紙を書くことを妨げられない。

JOへの苦情申立てには費用は一切かからない。

申立て事件は書面によるべきである。文書の書式に制限はない。スウェーデン語で書く必要もないし、タイプライターを用いる必要もない。苦情申立て文書の例は、このパンフレットの裏表紙にのせてある。

文書には、苦情事件のかかわる官庁又は公務員、官庁が何を行い、又は怠ったか、並びに、全てが何時発生したかを述べなさい。文書には氏名、住所を記載しなさい。事件を明らかにする書類、例えば、所得の申告の違反に関する課税委員会からの通知又は強制執行の証拠のコピーを是非送付すること。文書は、

議会オンブズマン

BOX XXXXX 1XX XX Stockholm

に送付すること。

注意：

JOは判決又は決定を変更することはできない。判決又は決定に不服のある者は上級審に上訴することができる。上訴を何時どのように行うかは、判決又は決定によって決まる。

JOは、2年以上以前の事件については例外的にのみ取り上げる。

4. 機会オンブズマンはこのよう活動する。

JOは1年に3,800もの告発状を受け取っている。郵便物が開封されると記録される。各々の告発状は文書の交換に用いられる一連番号を付される。

JOからの書簡は公のものであり、秘密法に定める例外を除き、誰でもそれを受領できる。それ故、郵便物は、JOの間に分配される以前に数時間公開される。

その後JOは告発状をどう処理するか決定する。JO事務所の法律家が調査開始の委託を受ける。JOに告発された官庁又は公務員は、意見を述べる機会を与えられる。JOは事実を明らかにする書類の入手を要求することができる。口頭の審理も行われる。

原則として、調査結果は、告発者に送付される。告発者は述べられたことに反証を上げることができ、調査の継続が必要だと指摘できる。

処理が完了したとき、JOはその決定を書き、それは告発者と意見を述べた官庁とに送付される。

ときにはJOは、自ら調査する代わりに、他の機関にその処理をさせるため告発状を移送することがある。

5. 議会オンブズマンのイニシャティブ

JOは、自らのイニシャティブで事件を取り上げることができる。新聞やラジオやテレビの記事がJOに調査を開始させる。

JOは、その他にさまざまな官庁、例えば、税務事務所、執行官事務所、地方裁判所、警察本部、州庁、精神医学クリニック、社会福祉委員会、保険事務所、軍の事務所、矯正保護施設など国及びコムーンの官庁を監査する。

6. 議会オンブズマンの回答

JOに書簡を送った全ての者は、住所と氏名とを明らかにすれば、JOからの回答を受け取る。

一部の書簡は直ちに回答される。なんら基本的な調査を必要としないからである。例えば、告発者がどこへいったらよいかJOが助言するだけで充分である。その他の場合にはJOからの回答が遅れることがある。それは、事件を調査するのにどのくらいの仕事量とどのくらいの時間が必要か

ということに依存している。

多くの場合告発事件は、些細なものかずっと以前に起きたものにかかわっている。その場合JOは何の調査もしない。JOが事実を取り上げない他の理由は、その事実が他の官庁がそれを扱うことができるということである。あるいは、告発事件がJOの監督下でない者に関する場合である。

7. 結果

JOが関与しているという状況自体が効果をもつ。JOに告発がなされた官庁はそれを知ることができ、迅速にあり得る過誤を改めるのが習慣になっている。この方法で事実が解決することが多い。告発者が到着を期待している回答が届いたり、金銭が支払われたり、などである。

過誤と怠慢とは毎年500件以上確認されている。そのうちの2-3件が起訴又は懲戒処分（例えば、警告又は減給）になる。その他の過誤は多かれ少なかれJOの決定の中できびしく批判される。

多くのJOの調査は、過誤が犯されていなかったことを示している。また、あらゆる努力にもかかわらず発生したことについての証拠を得ることができないこともある。

注意：JOの決定には上訴することはできない。

8. 世界中のオンブズマン

スウェーデンは最初のJOを1810年に採用した。これに遅れて1919年に初めて他の国フィンランドがJOを選任した。1955年にデンマークが同様な職務を設け、続く数十年の間にこの考えは世界中に広まった。今日では民主主義的な支配形態をとる多数の国にオンブズマンが存在する。

9. オンブズマンについて知るには

JOは、毎年10月に業務報告を提出する。業務報告には、前予算年度（7月1日-6月30日）におけるJOの活動の説明が含まれている。

業務報告は、スウェーデン全国の官庁に送付される。またすべての図書館にも存在する。だれでも国会の印刷局で業務報告を購入することができる。

《研究会報告》

夏休みを迎える前の7月29日(水)午後2時から4時までの当研究所顧問である小野寺百合子先生をお久しぶりに講師にお迎えして、スウェーデンの社会福祉政策における新しい動向について社会省の予算案に基づいて講演して頂いた。

テーマは、ずばり『「スウェーデン社会省予算案1992～1993」について』である。スウェーデンでは7月1日から新年度がスタートだが、穏健党を中心とする新政府による社会福祉への政策対応は、選挙後から注目される所であったが、社会省の予算案は、「選択の自由革命」という大胆な標題のもとに、前年度とはがらりと違った展開になっていることが説明された。医療への民間活力の導入や年金制度の見直しなどの大枠の組み替えとともに実際の社会福祉の対象者や各事項に関する細かい対応が示されており、非常に多岐に渡るものであることがそのお話から判明した。解説して頂いた新しい予算案から、スウェーデンの社会福祉政策は、以前とは違った変化を始めたことは確かのようなのである。

〈SIPニュース〉

移民レポート：

スウェーデン、海外流出人口が流入人口を下回る

中央統計局編纂の「海外移民の実態」(Utvandrareven ar det?)というレポートが出されたが、その目的は我国から海外へ移住する人々のグループ的特性に関する知識を増やすことである。以下、同レポートの骨子。

1930年まで、スウェーデンは海外への移住人口が国内への流入人口を上回る国であったのが、それ以来、状況が逆転した。

過去20年間の海外流出者に関する研究はこの分野の将来の発展における予想及び討議の基礎として有用である。

スウェーデンから海外への移民に関する統計データは1851年より存在し、1851年～1930年の間に、およそ140万人の人々が国外へ移民していった。一方の海外から我国への移民数はその間に40万人にすぎなかった。ところが、1930～1990年間になると、海外への流入人口100万人に対し、我国への移民は170万人に達した。

第二次世界大戦前には、海外への移住者の80%が米国へ向かったし、逆に、我国への流入者(大半がスウェーデンへの引揚者)の50%が米国からの移民であった。戦後は、スウェーデンへの最大の移民グループは近隣のスカンジナビア諸国民より構成されるようになったが、労働力の需要が高かった1960年代、1970年代には、ギリシャ、ユーゴスラビア、イタリアからの移民が増えた。また、最近では、政治亡命を求める人の数も増えた。

今日では、我国から海外に移住していく人の大多数はかつて移民として我国にやってきた人々である。1968～1990年間に、スウェーデンを後にした人々の3分の2以上が外国人であり、残りの10%だけがスウェーデン人であった。つまり、1970年前後に我国に移住した人のおよそ半数が80年代後半までに、スウェーデンを去っているのである。移民全体の平均滞在年数は15年であるが、再び我国を去っていく人のみをカウントした場合、その滞在年数の平均はわずか2、3年である。とりわけ、近隣のスカンジナビア諸国からの移民は我国に永住せずに帰国する割合が高い。1860年には、外国生まれの人がスウェーデンの総人口に占める割合はわずか0.2%であったのが、今日では10%にも達している。

海外への移住者の教育水準に関するデータについていうと、外国人の場合は不備であるが、スウェーデン人の場合は信頼できる。すなわち、1980年には50%の学歴が大学卒でなく、大学卒業者は全体の3分の一程度であった。また、1970～1986年間に文学修士号もしくは博士号を取得した人の6.6%が海外に移住していった。なお、これらの資格を得た人の60%がスウェーデン人であった。(SIP 183/92)